

平成 19 年 12 月 4 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 長 大  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 友 澤 武 昭  
(コード番号 9 6 2 4 東証第二部)  
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 田 村 哲  
管 理 本 部 長  
(TEL 03-3639-3301)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 12 月 4 日開催の取締役会において、平成 19 年 12 月 21 日開催予定の株主総会において、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策の導入に際し、株主総会で決議し、株主の皆様にご承認をいただくこととするため、定款第 8 章を新設するものであります。
- (2) 定款第 32 条及び 43 条の語句の訂正を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

( 下線部分は、変更箇所であります。 )

現行定款	変更案
第 1 条 ~ 第 31 条 ( 条文記載省略 ) ( 取締役の責任免除 )	第 1 条 ~ 第 31 条 ( 現行どおり ) ( 取締役の責任免除 )
第 32 条 ( 条文記載省略 ) 2 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 <u>427</u> 条第 1 項各号に定める金額の合計とする。	第 32 条 ( 現行どおり ) 2 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 <u>425</u> 条第 1 項各号に定める金額の合計とする。

<p>第33条～第42条（条文記載省略） （監査役の責任免除）</p> <p>第 43 条 （条文記載省略）</p> <p>2 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 427 条第 1 項各号に定める金額の合計とする。</p> <p>第 44 条～第 51 条（条文記載省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第 33 条～第 42 条（条文記載省略） （監査役の責任免除）</p> <p>第 43 条 （現行どおり）</p> <p>2 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計とする。</p> <p>第45条～第51条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>第8章買収防衛策</u></p> <p style="text-align: center;">（大規模買付行為に関する対応策）</p> <p>第 52 条 <u>当社は、取締役会の決議により、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」という。）を定めることができる。取締役会が本プランを定めたときは、その後初めて行われる株主総会の決議をもって承認を得なければならない。また、株主総会の承認を得た後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会において本プランの存続について承認を得なければならない。その後も同様とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ただし、かかる有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、その時点で変更又は廃止されるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、取締役会が必要であると認めたとときは、いつでも取締役会の決議をもって、本プランを廃止することができる。</u></p>
--	---